岡山県内のハローワークで雇用保険を受給中の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため の失業認定日の特例措置について

☞ 認定日の取扱いについて

原則として、**来所による失業認定** を行います。

ただし、<u>本人又は本人と同居の家族</u>が 「高齢(概ね60歳以上)であること」「基 礎疾患を有すること等」「妊娠中であるこ と」を理由に感染予防等の観点から来所を 控えたい旨の申出があった場合には、例外 的に<u>「郵送での証明認定」を行うことがで</u> きますので、管轄のハローワークまでお問 い合わせください。



[※]失業給付に係る郵送の取扱は、失業認定等の手続きに限りますので、本人確認が伴う受給資格決定 などは、本取扱の対象とはなりません。管轄ハローワークの雇用保険相談窓口で相談していただき ますよう、よろしくお願いします。